

*South China - Asia Business Report*Vol. **80**
March
2019**華南・アジア** ビジネスレポート*CONTENTS***Briefs****Topics**中国および香港の新エネルギー車市場の現状
～政府支援による急速成長の裏にある潜在的な課題～ 3米中貿易摩擦への対応とプラスワン(3)
リスクヘッジ先として期待高まるベトナム 8**Regional Business****Thailand**タイにおける国際ビジネスセンター(IBC)制度の
導入に関する解説と考察 11**India**インドのリース会計
～IFRS 第 16 号および Ind AS116 の概要～ 18**Vietnam**

ベトナム投資法の改正案 22

Malaysia

マレーシア最新税務動向 25

Taiwan

労基法改正後の残業代計算方法 29

Hong Kong

香港における雇用契約の終了(1) 31

Macro Economy

アジア経済情報: シンガポール 34

Briefs

Topics

中国および香港の新エネルギー車市場の現状 ～政府支援による急速成長の裏にある潜在的な課題～

世界最大規模の自動車市場である中国で 2019 年、いよいよ新エネルギー車(以下、NEV)の導入推進に向けた規制が始まった。今後、同国内で自動車を販売する一定規模以上の完成車メーカーは、一定比率以上の NEV 生産が義務化され、中国自動車市場における電動化はさらに加速していくとみられる。

今般規制導入に先立ち、中国政府はさまざまな NEV 関連政策を打ち出し、国内における NEV の普及を後押ししてきた。各完成車メーカーも NEV の生産、研究開発に注力し、中国の NEV 販売台数は過去数年間にわたり、二桁成長率を達成している。ただし、急速な成長の一方で、政府支援への高い依存度や使用者・購入者からのネガティブな評価など潜在的なリスクも見え隠れしており、今後の NEV 普及加速に影を落としている。本稿では足もとの中国 NEV 市場の動向と課題、そして日系企業のアプローチなどについて概観する。

米中貿易摩擦への対応とプラスワン(3) リスクヘッジ先として期待高まるベトナム

低廉な労働力と勤勉な国民性や日本との親和性の高さを背景に、1990 年代から日系企業の注目を集めたベトナムだが、大型投資には一服感があった。しかし、米中貿易摩擦激化による世界経済の停滞懸念が高まる中、中国に代わる「世界の工場」として同国の存在感が再び高まっている。国内経済も 2018 年の GDP 成長率が前年比+7%と、過去 10 年間で最高を記録するなど順調で、政治面も安定している。また、豊富で良質な労働力や東南アジアのほぼ中央に位置する地理的優位性も同国の大きな魅力だ。そこで本稿では、米中貿易摩擦の影響を短期的および長期的な側面から考察した上で、高成長を続ける同国の足もとの投資環境と、日系企業の更なる進出機会を探る。

Regional Business

[Thailand] タイにおける国際ビジネスセンター(IBC)**制度の導入に関する解説と考察**

タイでは従来、外資企業が地域統括業務を行うためには、タイ国投資委員会が定める国際地域統括本部(IHQ)、または国際貿易センター(ITC)といった恩典許可を取得する必要があった。当該恩典許可は外資企業にとって使い勝手の良い制度であったが、2018 年 10 月以降、相次いで廃止となり、新たに国際ビジネスセンター(IBC)という制度が導入された。本稿では 19 年 1 月末時点で明らかになっている IBC の制度解説を行うとともに、IHQ および ITC からの変更点に焦点を当てて、解説を行う。

[India] インドのリース会計 ～IFRS 第 16 号および Ind AS116 の概要～

新リース会計基準である IFRS 第 16 号は 2019 年 1 月 1 日以降、インド版 IFRS である Ind AS116 は 19 年 4 月 1 日以降に開始される事業年度より適用開始となる。当該新基準では、借手の会計処理においてファイナンス・リースやオペレーティング・リースといった区分がなくなり、リースの定義を充たせば基本的にはオンバランス取引として使用権資産とリース負債を認識することとなる。上記変更は EBITDA などの主要な財務指標に影響を与えることから、既存のビジネスモデルや経営戦略を検討する際の考慮要素になり得る。そこで本稿では、新リース会計基準の基本的な理解と移行に向けた検討事項について解説していく。

[Vietnam] ベトナム投資法の改正案

ベトナムでは、2015年7月1日に投資法(「現行投資法」)の大幅な改正が行われた。そして、現在、商工省(The Ministry of Planning and Investment)を中心として、さまざまな改正案が検討されている。本稿では、日本企業を含む外国投資家に大きな影響を及ぼし得る「外国投資家の定義」の改正案について紹介する。当該定義の変更は、合併会社への出資比率を51%未満としつつも、当該合併会社の取締役会などをコントロールするという方法で外資規制の適用を免れるといった投資ストラクチャーについても影響を及ぼす可能性があるため、留意が必要である。

[Malaysia] マレーシア最新税務動向

マレーシアでは所得税、SST(Sales and Service Tax)およびGST(Goods and Services Tax)に関して、改正が行われた。具体的には、事業損失等に関する繰越期間が無制限から7年間に制限、未申告の所得に関して納税者の自主的な開示、納税を促進する特別自主開示制度の導入およびサービス税(税率6%)の課税対象への遊園地業や証券仲介業等の追加等が挙げられる。そこで本稿では、当該改正内容を法人所得税関連、SST 関連、GST 関連および個人所得税関連に分けた上で、詳細や留意点について解説する。

[Taiwan] 労基法改正後の残業代計算方法

台湾において、2018年1月に改正された労働基準法が同年3月1日より施行されているが、実務面では若干の混乱が生じている。特に残業代の計算について、休息日出勤時のみなし残業時間での計算は廃止され、実際の労働時間に応じた残業計算になる等、大きな変更となった。そこで本稿では、改正された労働基準法の内容のうち、残業代の計算に影響のある項目を紹介し、当該改正内容と具体的計算方法について解説する。

[Hong Kong] 香港における雇用契約の終了(1)

香港では、予告期間をおくこと等により、使用者からの通知による雇用契約の終了が認められている。日本では、雇用契約を終了させるためには客観的に合理的な理由があること等が要求されているが、香港では当該内容は特段求められないため、雇用契約を終了させることが比較的容易である。その一方で、即時解雇やみなし解雇等、日本とは異なる制度も存在するため、留意する必要がある。本稿では、香港において一般的とされる通知による雇用契約の終了について概説し、次稿において、即時解雇、みなし解雇等の日本とは異なる規制を紹介する。

Macro Economy**アジア経済情報: シンガポール**

2018年2Q(7~9月期)の実質GDP成長率は、前期比年率+3.0%と前期の同+1.0%から上昇した。主因は在庫投資の寄与度がプラスに転化したことである。個人消費と財貨・サービス輸出は、減速しつつも堅調な伸びを維持した。一方、総固定資本形成と政府消費は減少した。

シンガポール通貨庁は、10月の金融政策決定会合で、名目実効為替レートの切り上げペースを若干上げることを決めた。なおシンガポールでは、金利ではなく為替レートの操作で物価の安定を図っている。同庁は引き締め理由として、当面の実質GDP成長率が潜在成長率を上回る見通しであることを挙げている。

今後を展望すると、景気拡大ペースは徐々に低下するであろう。主たる原因は、世界経済の減速を背景に、増加基調を維持しつつも輸出の伸びが鈍化するためだ。輸出鈍化を受け、多少のタイムラグにおいて、設備投資や個人消費の伸びも、徐々に鈍化すると予想する。もっとも、輸出・内需ともプラスの伸びは維持するとみている。実質GDP成長率は、18年が+3.2%、19年が+2.5%と予測する。



中国および香港の 新エネルギー車市場の現状

～政府支援による急速成長の裏にある潜在的な課題～

謝 正謙 みずほ銀行 香港営業第一部

世界最大規模の自動車市場である中国で2019年、いよいよ新エネルギー車(以下、NEV)の導入推進に向けた規制が始まった。今後、同国内で自動車販売する一定規模以上の完成車メーカーは、一定比率以上のNEV生産が義務化され、中国自動車市場における電動化はさらに加速していくとみられる。

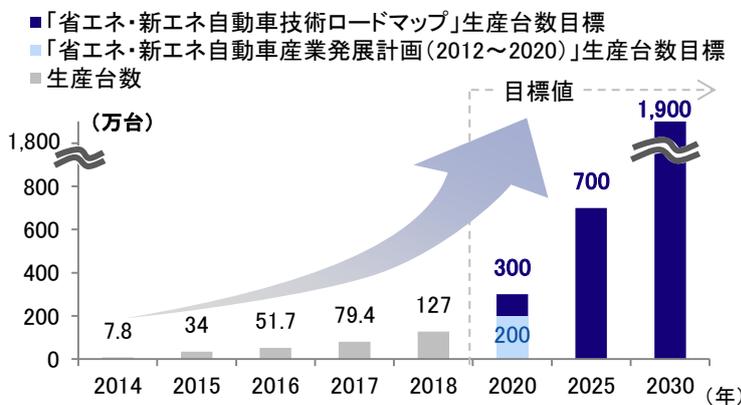
今般規制導入に先立ち、中国政府はさまざまなNEV関連政策を打ち出し、国内におけるNEVの普及を後押ししてきた。各完成車メーカーもNEVの生産、研究開発に注力し、中国のNEV販売台数は過去数年間にわたり、二桁成長率を達成している。ただし、急速な成長の一方で、政府支援への高い依存度や使用者・購入者からのネガティブな評価など潜在的なリスクも見え隠れしており、今後のNEV普及加速に影を落としている。本稿では足もとの中国NEV市場の動向と課題、そして日系企業のアプローチなどについて概観する。

中国政府のNEV促進策

中国政府がNEV政策を大々的に打ち出したのは、2012年6月に公布した「省エネ・新エネ自動車産業発展計画(2012～2020)」にさかのぼる。同計

画ではNEVの産業化、NEVにかかる技術力向上、関連インフラの強化などについて方針を示した上で、20年までに生産台数200万台、累計生産販売台数500万台とする目標を掲げた。

【図表1】中国におけるNEV生産台数と目標値



(資料) 中国政府、電動汽車資源網、中国汽車協会

加えて16年10月に公布された『中国製造2025』では、同計画をさらに強化していく姿勢を明らかにし、「省エネ・新エネ自動車技術ロードマップ」において20年の生産台数目標を300万台に、25年には同700万台、30年には同1,900万台へと大幅に目標値を引き上げた(図表1)。

NEVの購入に対する優遇策

上述の計画・目標を背景に、18年の中国におけるNEV生産台数は合計127万台、前年比+60%に達し、NEV市場は一見、順調に拡大しているように見える。しかし背景には、目標達成に向け、中国政府が多様な補助金スキームや税の減免を導入し、NEVの購入を後押ししてきた経緯がある。

主なスキームの一つが、NEVの普及を促進するために13~14年にかけて導入した省エネ車およびNEV購入に対する補助金と税の減免だ。補助金は1回の充電あたりの走行距離基準や、燃費・排ガスなどの基準を満たすことで、最大6万元が支給される。同様に、一定基準を満たせば自動車購入税や自動車使用税の減免を享受することが可能だ。ただし、これら補助金や税の減免政策は20年までに、いずれも廃止の予定となっている(詳細後述)。

このほか、17年に公表されたNEV専用ナンバープレートを活用し、各都市が独自の優遇策を実施している。例えば、北京ではNEV専用ナンバープレートの車は「尾号限行」という走行禁止規制の対象外となる。また、自動車購入希望者が多いためナンバープレートの発給が追いつかず、取得費用が高騰している上海や深圳では、NEV専用ナンバープレートであれば無料で、かつ速やかにナンバープレートを取得することが可能だ。地方政府が優遇政策を提供する背景には、NEV保有台数と新車販売に占めるNEVシェアが一定基準を満たすと、中央政府から奨励金を支給されるメリットも見え隠れしている。

NEVの製造を推進する政策

さて、上述のような消費者に対する需要促進策とは別に、メーカー側に対するNEV供給促進策として19年より導入された新たな規制が、米カリフォルニア州のZEV¹規制をベースとした、NEV規制である。冒頭で述べた通り、中国で自動車を販売する完成車メーカーは、一定比率のNEVを製造することが義務付けられる。具体的には、乗用車生産台数または輸入台数3万台以上の自動車メーカーは19年に生産台数の10%、20年には同12%に相当する必要クレジット数を取得するとの目標が与えられる。NEVクレジットはNEVを生産することにより取得可能で、クレジット数はNEVの電動航続距離や車両重量によって異なる。NEVクレジット目標を達成できない自動車メーカーは、ガソリン車の生産・輸入台数を減少するか、または他社からNEVクレジットを購入する必要がある。また、NEVクレジットと同時に、燃費クレジット規制も導入されている。燃費クレジットは「(企業の平均燃費目標値-企業の平均燃費実績値)×乗用車生産・輸入台数」で算出され、与えられた車種別目標値が未達の車種は、新規生産・モデルチェンジが不可となる。

なお19年~20年は政策過度期として、前年の余剰NEVクレジットの繰り越しや、前年の余剰燃費クレジットで未達成分のNEVクレジットを補填することが可能となっている。ただし、その後は他社からのNEVクレジット購入でしかクレジット不足を補填できないこととなっている。

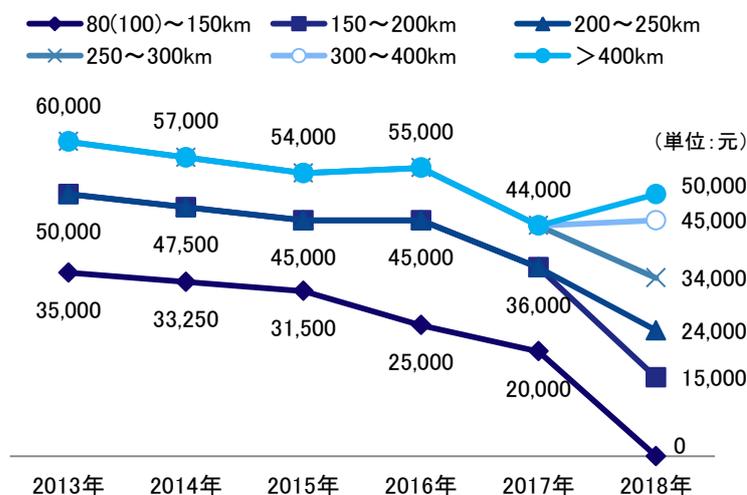
¹ ZEV: Zero Emission Vehicle. 排出ガスを出さない電気自動車や燃料電池車のこと。

補助金政策のフェードアウトと市場への影響

上述の通り、中国の NEV 市場は補助金をはじめとする強力な政策的後押しに支えられて発展してきたが、補助金額の肥大化による財政負担の増加や、補助金の不正受給問題が発生したことを受け、従前の減税・補助金政策は徐々に市場への関与度を下げ(図表2)、20年までに完全にフェードアウトする予定となっている。補助金の金額推移を見ると、17～18年にかけて、航続距離300km以上のNEVに対する最大補助金額が前年比で4～14%の上昇に転じている半面、航続距離が300kmを下回るNEVについては20～50%減少しており、高規格のNEVを奨励しつつ、低規格のNEVは淘汰していこうとする政府方針がうかがわれる。既にその影響は出始めており、補助金額が引き下げられたことにより、17年から18年にかけてのNEV販売台数が減少に転じるなど、NEV市場の成長が政策頼みである一面が明らかになっている²。上記のNEVクレジット規制により、NEVメーカーはクレジット販売による収益が見込めるものの、今後、補助金政策の完全廃止や、技術力で優位な外資NEVメーカーによる本格的な市場参入によって、競争は激化し、価格・技術競争力の比較的低い地場系の中小NEVメーカーは淘汰されると見られている。

実際にNEVを使う消費者の視点からみると、ガソリン車と比較しNEVはまだまだ発展途上にあると

【図表2】新エネルギー乗用車の購入に対する補助金額推移



(資料)中国財政部および工業情報化部、各新聞記事などをに基づき、みずほ銀行香港営業第一部・中国アセアン・リサーチアドバイザー課作成

言える。広東省広州市消費者委員会が18年12月にNEV使用者に行った調査結果によると、もっとも大きな不満はNEVの航続距離で、約7割の回答者が1回の充電で走行できる距離が400km以下のNEVが多いことを不満としていた。次いで多かったのは、燃料である電池の充電にかかる時間や、電池の耐用年数だった。航続距離や充電時間等については、今後の技術発展で近い将来の改善が期待されるが、充電インフラの整備など政策的支援が必要な部分も含め、将来のNEV普及に十分な余裕を持って対応できるかどうか、中国におけるNEV市場拡大のカギとなるだろう。

中国NEV市場の見通しと日系企業のチャンス

中国のNEV市場はこれまで急速に発展してきたものの、補助金などの優遇政策廃止の方針を受け、足もとで生産コストの急増と消費者のNEV購入意欲の減退という停滞～過渡期に入りつつある。技術力についても、NEVの核心技術を有する中国企業はまだ少ないのが現状である。

² 経済日報－中国経済網等

香港における NEV 市場の現状

世界有数の金融都市である香港だが、NEVについては中国本土と比較し、大きく遅れを取っている。香港で登録されているEV(電気自動車)台数は19年1月末時点で11,548台¹と、全車両の1.5%程度で、中国本土の約5%(17年末時点)と比べても低い。

香港政府もNEV導入の方針は示しており、12年にEVバスの購入に対して、各路線バス会社に合計1億8,000万香港ドルの補助金を支給し、導入を試みた。しかし中国メーカーから購入したEVバスの試験運行において、山がちな香港では航続距離が短くなったり、長い充電時間を要することが判明したほか、試験運行したEVバスに相次いで不具合が見られたことなどから、導入を見合わせる結果になった。

自家用車についても、政府は19年1月末に、EV購入に対する初回登記税の免税制度の要件を緩和(買い替え前の保有期間を従前の3年以上から連続18カ月以上に変更)すると発表した。しかし、土地が限られ、交通網が発達した香港ではもともと、自家用車の所有率はそれほど高くないこともあり、18年末までの免税適用案件は300台程度²のみで、EV販売台数全体の3%以下と、当政策の実効性が疑われている。

さらに、充電インフラの未整備も香港でのNEV普及を阻んでいる。18年年末時点の香港におけるNEV用の公共充電ステーションは2,000台程度で、うち4割程度しか充電速度の最低基準を満たしておらず、1回の充電の所要時間も6~7時間と、効率が悪いものとなっている³。また、商業ビルや住宅における充電ステーションの設置台数についてのガイドラインや標準も設定されていないなど、香港でのNEV普及にはまだまだ時間がかかりそうだ。

(資料)¹ 香港環境保護署 ² 明報 ³ 香港 01

かかる中、中国政府は18年、自動車メーカーに対する外資規制について、ガソリン車の場合は50%が上限であった外資出資比率規制を、NEVの場合は撤廃することを発表した³。既にTeslaやVW、BMWなどの国際的大手自動車メーカーも中国NEV市場への参入計画を発表済みで、積極的な姿勢を見せている。先端技術を持つ日系自動車メーカーは、未だ慎重な姿勢をくずしていないものの、日系メーカーの市場参入が実現すれば、中国NEV産業全体の技術力を向上させるとともに、市場規模の拡大を加速させることになるだろう。

また、先述のNEVクレジット規制を受け、より航続距離が長く電力消費量が少ないNEVの供給が求められるため、高品質なNEV関連の電子部品を生産する能力を持つ日系メーカーにとって新たなビジネスチャンスが生まれることが考えられる。NEV向けのバッテリーについても、日系メーカーの技術力と品質は中国系メーカーを上回っている。現状では、中国政府が中資系バッテリーメーカーを政策的に支援することで競争力を保っているが、NEVに対する補助金政策と同様、いずれは中資系メーカーも政府支援に頼らず市場競争に打ち勝つことが求められるのは必至であろう。

³ 中国国家発展と改革委員会、各新聞記事等

さらに、NEV の普及と同時進行で中国政府が昨今、注力している AI による自動運転技術も、日系企業の技術力が期待される分野である。政府は 18 年 1 月に「智能自動車創新発展戦略」を発表し、自動運転機能のある AI 自動車の普及率について「2020 年までに 50%、2025 年までに 100%」との目標を設定し、各省・市政府も自動運転車の実験を支援している。広東省工業情報庁も 18 年末、省内での自動運転車路上実験についての実施細則を発表し、自動運転車の実験に対する詳しいガイドラインを定めた。また、深圳市政府も既に市内の一部公道など 19 カ所を自動運転の実証実験エリアとして開放している。

かかる政府の方針を受け、東風自動車など中資系大手完成車メーカーも、自動運転技術で先行する日産、ホンダなどの日系企業と連携し、自動運転車の研究開発に注力している。完成車メーカーのみならず、中国の IT 大手である華為、百度、アリババなども自動運転車システムの開発に注力しており、国内外の大手自動車メーカーと連携している。例えば、深圳市に本社を置く華為は 14 年に自動運転車の設計情報戦略、17 年に「5G」技術を活用した自動運転車の実験を行う計画を発表しており、足もとでは北京自動車、東風自動車など数十社の自動車メーカーと提携し、自動運転車向けの技術開発を加速させている。

中国自動車市場に占める NEV の比率はまだ低いものの、環境保護の側面、および将来的に NEV に搭載する AI や自動運転システムも併せ、NEV 市場の発展・拡大は今後のメイントレンドであると考えられる。世界各国の政府がガソリン車の全面販売禁止計画や NEV 化に向けたスケジュールを發

表するなか、中国における NEV の発展は今後も、政府主導により進んでいくと予測される。企業レベルでも、大手完成車メーカーが IT 大手やスタートアップ企業と積極的に連携し、研究開発を強化する一方、小鵬自動車、蔚來自動車など中国の新興 NEV 企業も急速に成長している。補助金や優遇政策が廃止され、NEV としての新の実力が問われるようになる近い将来に向け、企業の生き残りをかけた競争がいま、世界最大の自動車市場、中国で始まろうとしている。



米中貿易摩擦への対応とプラスワン (3) リスクヘッジ先として 期待高まるベトナム

鳥居 保希 みずほ銀行 ハノイ支店

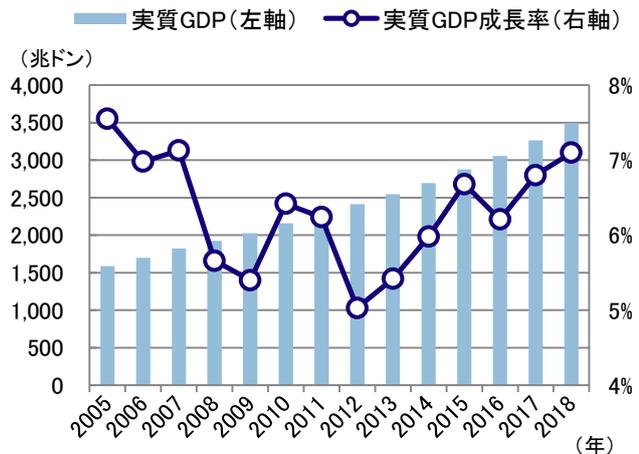
低廉な労働力と勤勉な国民性や日本との親和性の高さを背景に、1990年代から日系企業の注目を集めたベトナムだが、大型投資には一服感があった。しかし、米中貿易摩擦激化による世界経済の停滞懸念が高まる中、中国に代わる「世界の工場」として同国の存在感が再び高まっている。国内経済も2018年のGDP成長率が前年比+7%と、過去10年間で最高を記録するなど順調で、政治面も安定している。本稿では、高成長を続ける同国の足もとの投資環境と、日系企業の更なる進出機会を探る。

ベトナム経済概況

ベトナムは1986年に提唱されたドイモイ政策により中央集権的な計画経済から市場経済へと舵を切り、外資導入を積極的に推し進めてきた。また、厳格な為替取引制限や外国投資家からのホットマネー管理等の施策により、リーマンショックをはじめとする金融危機に世界が呻吟する中、ベトナム経済は国外からの影響を最小限に抑え、ASEAN加盟各国と比較し安定した成長を遂げてきた。2018年の実質GDP成長率は07年以来となる7%超を達成(図表1)。部門別では、製造業が13%、建設業が9%、サービス業、教育、医療サービスが各7%と、各部門隔たりなく成長した。政府は19年の成長目標を6.6~6.8%としており、引き続き堅調な成長を維持する見通しだ。

フエ副首相は「18年の経済成長は特筆すべきものであり、19年の経済発展においても楽観的に

【図表1】GDP 推移



(資料)ベトナム統計総局、世界銀行

捉えている」と自国経済を評価している¹。対外的にも、APEC加盟国21カ国の中で最も有望な投資先となっており、2年連続で首位を獲得した²。欧米や中国で経済の見通しが不透明さを増す中、他国からの大きな期待がうかがえる。

¹ Vietnam Voice ” Deputy PM gives positive forecast for economic growth in 2019”

² Vietnam News (2018/11/19)より、Pricewaterhouse Coopers 調べ

進出先としての優位性

ベトナムはかねてより海外進出を検討する企業にとって優良な候補として名を連ねてきた。その理由として、第一に豊富で良質な労働力が挙げられる。同国の人口(2018年時点)は約9,554万人、うち40歳未満が約37%を占め、生産年齢人口は全体の70%を超えている。平均年齢も30歳未満と若く、将来的な労働力確保の観点からも申し分ない。また、ベトナム人労働者は勤勉で手先が器用と言われることが多く、繊維・縫製産業のような労働集約型産業とも相性が良い。さらに周辺国と比較し労働資源が安価であることから、「量と質」を兼ね備えた労働力を低コストで確保できる点は他国にはない特徴であり、ベトナム進出を検討する上で大きな魅力と成り得よう。

第二に、ベトナムの地理的優位性が挙げられる。同国は東南アジアのほぼ中央に位置し、産業集積地である中国華南地域やタイのような近隣主要経済圏へのアクセスが容易である。また、イ

ンドシナを縦横に走る経済回廊(中越回廊、南北回廊、東西経済回廊、南部経済回廊)の起点であり、国をまたいだ物流ネットワークが同国を經由するなど、物流面での優位性も併せ持っている。経済回廊をはじめとする陸路整備は喫緊の課題でもあり、海上輸送費に比べコストがかさむ点など、今後の改善が待たれる点はあるものの、さらなるインフラ整備が進むことでアジアの物流ハブとしての役割が期待できるだろう。

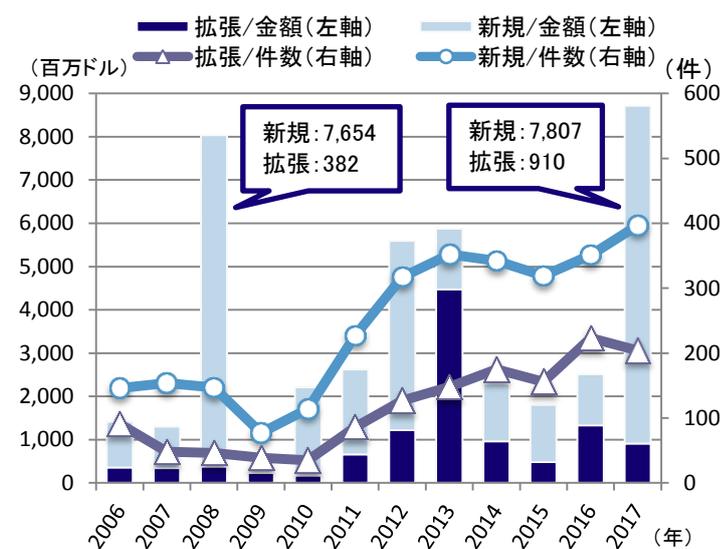
日系企業進出動向

日本からの対越直接投資件数は増加傾向にあり、17年の投資件数は新規・拡張合わせて601件、投資額も87億ドルと、件数、金額ともに過去最高を更新した(図表2)。しかし、近年は進出企業に変化が見られ業種が多様化している。輸出加工を中心とする大手セットメーカーの進出は一巡し、ここ数年は中小製造業や非製造部門の割合が増加してきているのが特徴だ。過去最高の投資額を記録した17年においても、火力発電等の大型投資

によるところが大きく、実際は「投資の小口化」が進んでいる。また、日系流通大手の進出を機に、小売・サービス業を中心とした内需を狙った企業の進出も増加基調にある。日系企業にとっていま、ベトナムは輸出拠点としてだけではなく、9,000万人を超える人口を擁する東南アジア有数の消費市場へと変貌を遂げつつある。

また、最近ではベトナム中部に位置するダナンでオフショア開発を手掛ける企業が増加しつつある。ダナンは年間を通して温暖なリゾート地として知られている

【図表2】日系企業FDI推移



(資料)ベトナム計画投資省

が、ダナン工科大学などからの優秀な人材を確保しやすいほか、ハノイ・ホーチミンよりさらに低廉な労働コスト、オフィスレンタル料等を理由に日系企業からの関心が高まっている。

米中貿易摩擦の影響

さて、足もとでベトナム投資ブームに再燃の期待を抱かせているのが米中貿易摩擦である。2つの超大国が保護主義へと向かうことで、両国と密接にかかわるベトナムにどのような影響を及ぼすのか。短期的および中長期的な側面からメリット・デメリットを考察したい。

まず短期的にはベトナムに対しポジティブな影響を与える見方が強い。主な要因として中国からの生産拠点移管による海外直接投資の増加、それに伴う雇用の活性化だ。先行きが不透明な米中関係に懸念を抱く企業がリスク回避のために自社製造ラインを近隣諸国へ移管すると言われており、その候補地の筆頭としてベトナムが挙げられている。既に台湾・中国をはじめとする一部の企業が同国への生産移管を本格的に検討することを公にしており、今後同様の動きが加速するとみられている。

他方、中長期的な側面から見ると、同国にとってネガティブな影響を与える可能性も否定できない。具体的には、中国企業が米国からの制裁回避のため、隣国であるベトナムを経由して米国に輸出する「迂回輸出」の懸念である。中国製とされるべき製品をベトナム製として販売すべく、中国企業のベトナム進出が活発化する傾向もみられる。今後、迂回輸出の疑念が強まることになれば、米国がベトナムに対しても制裁措置を適用す

る可能性も捨てきれない。米国からみればベトナムは貿易赤字先に他ならず、対越貿易赤字拡大を避けるためにも制裁措置を検討する余地は十分に考えられる。

さらに懸念されるのが労働力の争奪戦や労賃上昇である。かねて携帯電話や家電を中心にベトナムへの積極的な生産移管を進めてきた韓国企業に加え、中国からの生産移管が今後ますます加速すれば、「安価で豊富、かつ勤勉な労働力」を魅力としてきたベトナムの投資環境が大きく変容する恐れもある。今後、貿易摩擦が与える負の側面にいかにベトナムが対応するのか、注視する必要がある。

おわりに

19年はベトナム経済にとってポジティブな材料が目白押しだ。米中貿易摩擦激化で対越直接投資加速などの恩恵の享受が予想され、包括的および先進的な環太平洋パートナーシップ協定（TPP11）発効により加盟国への輸出増加が見込まれる。さらに、15年に妥結したEUベトナム自由貿易協定（EVFTA）も今秋以降の発効が見込まれている。同協定によりベトナムおよびEU間にて全品目に対し99%の関税が撤廃されることで、対外輸出拡大に対する期待が大いに高まる。

長期的な観点から見れば、対越直接投資増加に伴うワーカー需要の逼迫や人材コスト上昇など、懸念材料は散見されるものの、豊富で優秀な労働力や安定したインフラ環境などを武器に、引き続き日系企業の海外進出候補地として、ますます注目を浴びることとなる。



【Thailand】

タイにおける国際ビジネスセンター 制度の導入に関する解説と考察

子田 俊之 FAIR CONSULTING (Thailand)

はじめに

タイでは、従来、外資企業(発行する株式の50%以上を外国籍の個人あるいは外国で設立された法人が保有するタイ国法人)が地域統括業務を行う場合には、タイ国投資委員会(以下 BOI)の投資奨励制度に基づいた恩典許可を取得する必要がありました。具体的には、BOI の定める投資奨励対象業種カテゴリー7.5 とされていた、国際地域統括本部:International Headquarters(以下 IHQ)、カテゴリー7.6 とされていた、国際貿易センター:International Trading Center(以下 ITC)の2つのカテゴリーが、地域統括業務に関する恩典許可と位置づけられていました。

IHQとITCのカテゴリーは諸外国からの注目度が高く、当カテゴリーに対する2017年度の投資奨励証書の発行実績は、IHQが60件、ITCが142件(投資奨励証書発行件数全体では1,294件)、18年度1~9月の発行実績はIHQが35件、ITCが115件(全体では1,082件)となっています。IHQとITCは地域統括事業および卸売業として、初期投資が少なく、かつ外資企業としてのタイ進出が可能な形態であったこと、特にITCに関しては、タイとの間に既に商流を持っている外国企業が、外資企業としてタイ国内に拠点を構えることが出来る制度であると位置づけられていたため、使い勝手の良い制度として、投資実績が積みあがっていたと考えられます。

しかしながら、18年10月以降、相次いでIHQおよびITCに関する制度変更が公表、施行され、IHQおよびITCは18年末時点で廃止となりました。そして、当該制度に替わり、国際ビジネスセンター:International Business Center(以下IBC)の制度が導入されました。本稿においては、1月末時点で明らかになっているIBCの制度解説を行うとともに、IHQおよびITCからの変更点に焦点を当てて、解説を行います。

IBC制度の解説

IBC、あるいは旧来のIHQ、ITC制度について、関連当局はBOIとタイ税務当局(歳入局:以下RD)となります。BOIとRDの関係ですが、BOIが海外からの投資に対する窓口として、想定される業種およびタイ国にとってのメリットに応じた各種恩典(外資恩典、ビザ恩典、土地所有恩典および関税恩典)を、BOI投資奨励証書を通じて付与するのに対し、RDは税制恩典について、当該納税者から申請が行われる場合に、BOI投資奨励証書に追加する形で許可、付与を行います。両当局は恩典付与に関して不可分の関係にあるものの、税制恩典はRDが許可管轄当局となっており、BOI投資奨励証書を得たのみでは税制恩典を得たことにはならないため、注意が必要です。

18年10月以降のIBCに関するBOIおよびRD

の公表、施行の動向は表1の通りです。18年10月から12月にかけて、BOIおよびRDから順次制度変更が発表されました。12月末時点ではIHQとITCが廃止となり、IBC制度として一体化される事が明確になったと言えます。

表2、および次頁表3は、新IBC制度につき、現状で明らかになっている条件および恩典を、BOIと

RDに区分してまとめたものになります。また、同表4では、旧制度であるIHQおよびITCのBOIおよびRDの条件、恩典をまとめております。

IBC制度はIHQおよびITCを統合した制度であると捉えられる面があるのですが、比較をしていくと単純に統合したものではないことは明確です。傾向としては、条件についてはより厳しいものとなり、

【表1】 IBC、および ITC、IHQ に関する BOI および RD の動向

	BOI	RD
2018年10月	特に動きなし	10月10日発表 IBCに関する税制恩典の公表および、IHQおよびITCに関する税務恩典の新規申請受付の終了の公表
2018年12月	12月11日発表 投資委員会布告 Sor No.6/2561:IBCの導入 投資委員会布告 Ngor No.1/2561:IHQ および ITCの新規申請停止	12月28日発表 <ul style="list-style-type: none"> 歳入局勅令 No.674:IBCの税務恩典 歳入局勅令 No.671:ROH(Regional Operating Headquarters-IHQの前制度)の税制恩典の2020年以降の停止 歳入局勅令 No.672:IHQの税制恩典の廃止、既付与恩典の継続 歳入局勅令 No.673:ITCの税制恩典の廃止、既付与恩典の継続

【表2】 新IBC制度の条件および恩典-BOI

投資委員会布告 Sor No.6/2561	
条件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登記済みおよび払込済み資本金が1,000万バーツ以上であること ✓ IBC事業に従事する正社員(IBC事業に従事する、知識と技術を有する従業員であり、一般的管理従事者を除く)が10名以上であること。ただし、トレジャリーセンター事業のみの申請であれば、5名以上の正社員(上記同様に、トレジャリーセンター事業に従事する知識と技術を有する従業員)で足りる ✓ 固定資産への投資が100万バーツ以上であること(Sor No.6/2561には記載ないが、申請書類への要記載事項となる) ✓ 最低1カ国の外国の関連会社に対して、以下の事業活動を有すること <ul style="list-style-type: none"> ①一般管理、事業企画、ビジネスコーディネーション、②原料および部品の調達、③製品の研究開発、④技術支援、⑤マーケティングおよび販売促進、⑥人事管理、トレーニング、⑦財務管理アドバイザー、⑧経済、投資分析およびリサーチ、⑨与信管理、⑩トレジャリーセンター、⑪国際貿易センター、⑫歳入局が定めるその他の支援サービス 注)関連会社とは、25%以上の直接または間接保有関係のある会社とされる。また、⑪国際貿易センター事業単独の申請は認められず、他の①~⑩の事業と併せることが必要。また、⑫についてはRDから未だ明確な定義が出されていない。
恩典	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商務省(DBD)からの外国人事業ライセンスの付与(外国人による過半数または全数の株式保有の許可) ✓ IBC事業に従事する知識および技術を有する外国人に対するVISAおよび就労許可の付与、および家族に対するVISAの付与 ✓ 土地所有の許可 ✓ 外国通貨での海外送金の許可 ✓ 機械の輸入関税免除(ただし、研究開発およびトレーニングのための機械に限る)

【表3】 新 IBC 制度の条件および恩典-RD

歳入局勅令 No.674	
条件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各会計期末の払込済み資本金が 1,000 万バーツ以上であること ✓ IBC 事業に従事する正社員が 10 名以上であること。ただし、トレジャリーセンター事業のみの場合は 5 名以上の正社員で足りる ✓ IBC 事業に掛かる年間の支出額が 6,000 万バーツ以上であること
恩典	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人税恩典 <ul style="list-style-type: none"> ➢ IBC 事業からの所得に対する法人税率を基本税率 20%から以下の税率に減税 <ul style="list-style-type: none"> • IBC 事業からの支出額が 6,000 万バーツ以上の場合: 法人税率 8% • IBC 事業からの支出額が 3 億バーツ以上の場合: 法人税率 5% • IBC 事業からの支出額が 6 億バーツ以上の場合: 法人税率 3% ➢ 配当所得については法人税を免除(詳細は歳入局長官が別途定める) ✓ 個人所得税恩典 <ul style="list-style-type: none"> ➢ IBC 事業に専任する外国人従業者の個人所得税率を一律 15%とする(詳細は歳入局長官が別途定める) ✓ 源泉税恩典 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外国法人に対して支払う配当について、源泉税を免除。ただし IBC 事業から得られる所得を源泉とするものに限る ➢ 外国法人に対して支払う利息について、源泉税を免除。ただし、トレジャリーセンター事業に関連する借入に限る ✓ 特定事業税恩典 <ul style="list-style-type: none"> ➢ トレジャリーセンター事業から生じる所得に対する特定事業税を免除

- 注) - 法人税恩典について、①国際貿易センターから生じる所得については、IBC 事業からの所得から除外される事が明確化されている。
- IBC 条件を 2 年以上継続していない、あるいは RD が企業実態を鑑みて、IBC 事業に合致していないと判断する場合、IBC 税務恩典をキャンセルすることができる。

【表4(1/2)】 旧 IHQ、ITC 制度の条件および恩典

	IHQ	ITC
	BOI	
条件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 最低払込資本金 1,000 万バーツ以上 ✓ 固定資産への投資が 100 万バーツ以上 ✓ 最低 1 カ国の外国の関連会社に対して、IBC の①～⑫(①を除く)と同様の事業活動を有すること ❖ ただし、⑦は「財務管理、マーケティング、会計システム等に関するアドバイザー」、⑫は「BOI が定めるその他サービス」となっていた 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 最低払込資本金 1,000 万バーツ以上 ✓ 固定資産への投資が 100 万バーツ以上 ✓ 卸売業に限るトレーディング業務で、OUT-OUT, IN-OUT, OUT-IN, IN-IN のうち最低 2 つの取引形態を持つこと
恩典	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国人事業ライセンスの付与 ✓ VISA および就労許可の付与 ✓ 土地所有の許可 ✓ 機械の輸入関税の免税(研究開発およびトレーニングのための機械に限る) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国人事業ライセンスの付与 ✓ VISA および就労許可の付与 ✓ 土地所有の許可 ✓ 機械の輸入関税の免税 ✓ 1 年以内に輸出される原材料の輸入関税の免税

【表4(2/2)】旧 IHQ、ITC 制度の条件および恩典

	IHQ	ITC
	RD	
条件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各会計期末の払込済み資本金が 1,000 万バーツ以上であること ✓ 各会計期間で最低1カ国の外国の関連会社に対して IHQ 業務を提供すること ✓ IHQ 業務にかかるタイ国内の経費が各年 1,500 万バーツ以上であること 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各会計期末の払込済み資本金が 1000 万バーツ以上であること ✓ ITC 業務にかかるタイ国内の経費が各年 1,500 万バーツ以上であること
恩典	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人税恩典 <ul style="list-style-type: none"> ➢ OUT-OUT 取引にかかる所得の法人税免除 ➢ 海外関連会社からの IHQ 業務収入、ロイヤルティーにかかる法人税免除 ➢ 海外法人からの配当所得に関する法人税免除 ➢ 海外法人の株式譲渡所得に関する法人税免除 ➢ 国内法人からの IHQ 業務収入、ロイヤルティーにかかる法人税を 10%に減税 ✓ 個人所得税恩典 <ul style="list-style-type: none"> ➢ IHQ 事業に専任する外国人従業員の個人所得税率を一律 15%とする ✓ 源泉税恩典 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外国法人に対して支払う配当について、源泉税を免除。ただし IHQ 事業から得られる所得を源泉とするものに限る ➢ 外国法人に対して支払う利息について、源泉税を免除。ただし、トレジャリーセンター事業に関連する借入に限る ✓ 特定事業税恩典 <ul style="list-style-type: none"> ➢ トレジャリーセンター事業から生じる所得に対する特定事業税を免除 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人税恩典 <ul style="list-style-type: none"> ➢ OUT-OUT 取引にかかる所得の法人税免除 ✓ 個人所得税恩典 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ITC 事業に専任する外国人従業員の個人所得税率を一律 15%とする

恩典については縮小していると捉えられます。具体的には、条件について、従業員要件が明確化され、10人以上の専門的従業員(トレジャリーセンター事業については5人以上)が必要になっていることから、大規模な地域統括業務形態を前提とする制度になっていると考えられ、小規模あるいは実態のないペーパーカンパニーについては申請が通りにくくなるものと捉えられます。また、ITC 事業に関しては、国際貿易センター業務のみを事業目的とする申請

は認められず、地域統括会社の実態を備えた上での追加業務として国際貿易センター業務が認められる、とされており、卸売業のみを許可する制度とはなっておりません。なお、旧来の ITC 制度では卸売り(wholesale)という文言が使われていたのに対して、IBC 制度では卸売りの文言は使われておらず、IBC の範囲で卸売りが可能であるかどうかは、未だ明らかになっておりません。

恩典についても、大規模な地域統括業務形態に対応する恩典となり、また、ITC 事業に関する恩典が無くなっているということが分かります。具体的には、経費支出要件が IHQ、ITC では年間 1,500 万パーツ以上となっていたのに対し、IBC では最低で 6,000 万パーツとなっており、より大規模な地域統括業務を条件としている事が明確です。また、輸出目的で輸入される原材料についての関税免除恩典が削除されたこと、IHQ、ITC 制度の法人税恩典の特徴であった、OUT-OUT 取引から生じる所得の法人税免除についても削除されています。これに加えて、IHQ 事業収入、ロイヤルティー、株式譲渡所得の法人税免除あるいは税率 10% への減税についても削除され、規模に応じた一律 3%~8% の税率適用となりました。全体として、制度はシンプルにはなったものの、恩典が縮小されたと言えます。一方で、RD の条件および恩典については現在公表、施行済みの勅令 No.674 が十分に明確な記載とはなっていない部分もあり、今後の細則でより明確化されていくものと考えられます。

IBC 制度改正背景の考察

上述のとおり、IBC 制度は、実質的に海外投資家からは後退と捉えられる制度改正となっております。当該制度改正の 1 つの背景として、国際税務の潮流への対応でもともと捉えられています。これは、BEPS 行動計画という租税回避スキームへの対応が国際税務からの要請となっており、タイが 17 年 2 月に BEPS 行動計画の包括的枠組みに参加したことで、BEPS 行動計画のミニマムスタンダードである有害税制の排除 (BEPS 行動計画 5) への早期対応が求められていました。BEPS 行動計画に関する詳細の解説については割愛しますが、この有害税制

として、例えば、OUT-OUT 取引の法人税免除、あるいは海外からの IHQ 業務収入、ロイヤルティー収入に関する法人税免除については、租税回避スキームに悪用される恐れのある税制であるとして排除すべき対象とされていたものでした。今回の IBC 制度改正の時系列も、RD から先んじて制度改正が公表され、BOI から当初は ITC あるいは IHQ を継続する旨の言及がされていたものの、最終的には RD と歩調を合わせた改正を行ったという経緯になっています。BEPS 行動計画への対応という背景を考えると、IBC 制度の税制恩典の縮小については、国際税務上の要請に対応し、実態に基づかない所得がタイに落ちることを回避する、あるべき姿となったとも捉えられます。

一方で、国際税務のみでは IBC 制度の背景説明は十分ではないと考えます。すなわち、旧 IHQ および ITC のいずれの制度も地域統括を趣旨とするものであり、地域統括事業の 1 つの態様として、IHQ は関連会社に対する管理業務を提供し、ITC は関連会社に対する貿易管理業務を提供するという位置づけでした。しかしながら、特に ITC は単純な卸売業としての側面で利用されてしまうことが多く、地域統括的な国際貿易センターとしての利用はあまりされていないというのが実態でした。IBC 制度への改正は本来の制度趣旨に戻った制度設計であると捉えられ、BOI が本来の制度設計と実態運用が乖離してしまった状況について修正を行ったものであるとされます。この背景を考えると、IBC 制度が地域統括について、実態のある大規模な形態を前提とし、卸売りの文言を使わず、また、国際貿易センター業務のみの事業目的での申請は認めないとしていることが、納得できるものになります。

IHQ および ITC ライセンス保有企業への影響

それでは、IBC 制度の施行により、どのような影響が発生するのでしょうか。

IBC 制度改正によって、既存の IHQ および ITC ライセンスを保有している企業に対する影響は無く、基本的に現在保有している BOI 投資奨励証書および RD 税務特典が発行されている証書の記載は継続適用されます。注意点としては BOI 投資奨励証書あるいは RD 税務特典の記載には特典の年限が付されているものがありますので、当該年限を経過した特典については IHQ および ITC の下では継続できないこととなります。そのため、当制度改正を機に、再度自社の保有する証書の記載内容を確認する事を推奨します。

例外として、ROH (Regional Operating Headquarters :IHQ の前の地域統括ライセンス)の RD 税務特典を得ている企業については、RD 勅令 No.671 により、20 年1月から開始する会計年度以降、現在保有されている ROH に基づく RD 税務特典は終了することとなっています。また、もう一つの注意点として、IHQ あるいは ITC の BOI 投資奨励証書は取得しているものの、RD 税務特典について取得していない企業については、IHQ あるいは ITC の旧制度での新規 RD 税務特典申請は認められません。これらの企業に対する救済措置、移行措置は未だ明確ではなく、RD に確認をしている限りにおいて、新 IBC 制度に従い BOI 投資奨励証書を取得したうえで、IBC のスキームに基づいた RD 税務特典を取得することになる、とされています。RD 税務特典については、1,500 万バーツの経費支出の要件がハードルとなり、RD 税務特典を取得していない企業も多くあったと考えられ、その様な企業については、

今後 IHQ あるいは ITC に基づく RD 税務特典を受取る事は出来なくなる可能性があります。

IHQ あるいは ITC ライセンスの取得検討企業への影響

IHQ あるいは ITC ライセンスは、タイへ新規進出を検討していた外国投資家とともに、事業内容拡大、変更のために取得を検討していたタイの既進出企業もあつたと考えられます。しかしながら、BOI の発表した投資奨励委員会布告 Ngor No.1/2561 により、IHQ あるいは ITC の新規申請受付は既に終了しております。特に、ITC の取得を検討していた企業にとっては、想定していた事業範囲が IBC の事業範囲を満たしているかどうか、また、取得条件に見合う投資規模があるかどうかを再確認する必要があります。また、税務特典が縮小されていることから、事業計画上の影響についても再度精査する必要があります。

一方、制度記載の上で不明点も多く残されているというのが実態ですので、追加細則等を待つ必要もあります。タイにおいては、当局の実務運用によって制度記載の不明点が埋められていく面が多分にありますので、今後、実務実績が積み上がる中で、制度理解の補足が行われていくものと捉えております。

おわりに

18 年末に矢継ぎ早に発表された新 IBC 制度については、新規進出検討企業あるいは、既存のタイ進出済み企業からの問い合わせが非常に多く、タイにおいて地域統括業、あるいは卸売業を検討されている企業が多かったことが理解できます。企業からの視点では新 IBC 制度は規制の強化であるこ

とから、ネガティブな反応が多いというのが実態ではありますが、制度改革の趣旨は、上述のとおり一貫した背景をもって行われたものでもあると捉えることもできます。タイでは早期に制度が公表、施行される事は珍しいというのが一般的な認識でしたが、IBC 制度については、速やかに法令等の公表がされており、規制強化の側面があるものの、不確実性については低い状況になっております。しかしながら、一部、制度上の不明点も残されており、今後の実務実績の積み上げが早期に行われていくこと、および一貫した制度運用を当局側に期待したいと思えます。



子田 俊之
(こた としゆき)

日本国公認会計士
FAIR CONSULTING (Thailand)



システムコンサルティング会社にて約 5 年間、複数の基幹業務システム導入プロジェクトに従事。公認会計士試験に合格後は、あらた監査法人の金融部にて多くの外資系大手金融機関に会計監査及び内部統制監査を実施。監査法人在任中には米国プライスウォーターハウスクーパースに赴任し、米国での業務経験を得る。タイ駐在前には、インドネシアにて 4 年間の勤務経験を有する。現在、タイオフィスにて、現地会計、税務および法規制の観点から、クライアントの視点に立った幅広いコンサルティングサービスを提供している。



【India】

インドのリース会計

～IFRS 第 16 号および Ind AS116 の概要～

高江洲 香 KPMG インド

1. はじめに

新リース会計基準である IFRS¹ 第 16 号は 2019 年 1 月 1 日以降、インド版 IFRS である Ind AS116 は 19 年 4 月 1 日以降に開始される事業年度より適用開始となります。Ind AS116 は一部を除き、ほぼ IFRS 第 16 号の内容を踏襲しています。新リース会計基準では、貸手の会計処理に実質的な変更がない一方、借手の会計処理においてファイナンス・リースやオペレーティング・リースといった区分がなくなくなり、リースの定義を充たせば基本的にはオンバランス取引として使用権資産とリース負債を認識することになります。また、リース期間を通じて、使用権資産にかかる減価償却費とリース負債にかかる利息費用が損益計算に影響を与えます。分かりやすい例では、旧基準ではオペレーティング・リースとして定額のリース料を発生時に費用処理していたのが、新基準の適用でオンバランス化され、費用処理はリース料としてではなく減価償却費と利息費用がそれぞれ計上されるといったケースでしょう。会計はどちらかというと事後情報としての側面で捉えられがちですが、先に述べたような変化は EBITDA などの主要な財務指標に影響を与えることから、既存のビジネスモデルや経営戦略を検討する際の考慮要素になり得るのではないのでしょうか。本稿では、

新リース会計基準の基本的な理解と移行に向けた検討事項について解説していきます。

2. リースの定義

IFRS 第 16 号において、リースとは「資産(原資産)を使用する権利を、対価との交換により、一定の期間にわたり移転する契約(またはその一部)」と定義されており、Ind AS116 でも同様に定義されています。

具体的には、借手側で以下の両方を充たしている場合にリースを含んでいると判断されます。

- i. 資産の使用によるほとんどすべての経済的便益を享受している
- ii. 使用を指図する権利を有している(「どのように」「どのような目的で」使用するかを決定できる)

ここで、i の「ほとんどすべて」をどのように解釈するかについて、基準には明確な記載がありません。一般的なリースでは、借手はほとんどの場合リース対象資産を独占的に使用することができるため、条件 i の評価は実務的にそれほど難しくないと考えられます。大切なことは、各企業が各自で方針を検討し、一旦決めた方針は継続的に適用することが求められるということです。

¹ International Financial Reporting Standards = 国際会計基準。

また、旧基準ではリースを原資産から得られる経済価値とリスクの関連性で捉えていたのに対し、新基準では使用期間にわたってリース対象となる原資産の使用を誰が支配しているかを重視している点で、大きな違いが見られます。

新基準の新たなリースの定義に関して、企業は以下のいずれかの選択をすることができます。

- i. 新たな定義をすべての既存契約に適用して、契約がリースを含むか否かを判断し直す
- ii. 実務上の簡便法を適用し、契約がリースを含むか否かに関して企業が旧基準のもとで行った判断を引き継ぐ
 - 旧基準でリースと識別された契約について新基準を適用
 - 旧基準でリースと識別されなかった契約には新基準を適用しない
 - 新基準のリースの定義は、適用開始日以降に約定または変更した契約から適用する

3. 免除規定

リースの定義を充たす場合には、借手は原則としてすべてのリースについて、使用权資産とリース負債を認識しなければなりません。ただし以下の免除規定が設けられています。

- i. リース期間が 12 カ月以内である短期リース(原資産の種類ごとに選択可)
- ii. 原資産の価値が少額であるリース(リース

単位ごとに選択可)

免除規定の適用は会計方針の選択であるため、適用開始日以後の会計期間においても継続的に適用することになります。当該免除規定により、借手は対象となるリースを旧基準におけるオペレーティング・リースと同様に会計処理し、毎期のリース料を開示するだけで済みます。なお、この免除規定は貸手には適用されません。

ii の「少額」の資産とは、具体的には少額の IT 関連機器(ノート型パソコンやタブレット、携帯電話など)や少額のオフィス家具などの、新品時に 5,000 米ドル相当以下の価値の原資産が該当すると考えられています。ただし以下に当てはまる場合には、ii の免除規定を適用することはできないため、注意が必要です。

- ・ あるリース対象資産が個別に少額資産に該当するとしても、その資産の使用が他の原資産に依存している場合や、他の原資産との相互関連性が高い場合
- ・ 転貸している資産、または転貸することを見込んでいる資産のためのヘッドリースである場合

4. 完全遡及アプローチと修正遡及アプローチ

新基準への移行に際し、借手として遡及適用をどのように行うかについて、選択肢が2つ設けられています。具体的に必要となる対応はそれぞれ次頁図表1のとおりです。

完全遡及アプローチの適用には膨大な過去データの収集作業が必要であり、手間とコストがかかる一方で、比較年度の期首に遡及して修正再表示が

【図表1】完全遡及アプローチと修正遡及アプローチ

完全遡及アプローチ	修正遡及アプローチ
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 新基準を比較年度の期首に遡及して適用 ▪ 借手として行っているすべてのリースについて当該アプローチを適用 ▪ 比較年度財務情報の修正再表示を行う ▪ 表示するもっとも古い比較年度の期首に純資産の調整を認識 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 新基準を報告年度の期首から適用 ▪ 報告年度の期首において、特別な移行措置に従ってリース資産とリース負債の金額を算出 ▪ 比較期間の財務情報を修正再表示することはない ▪ 報告年度の期首において純資産の調整を認識

行われるため、財務諸表の比較可能性が保たれます。修正遡及アプローチでは比較期間の修正再表示が行われなため、財務諸表の比較可能性が低下します。しかしながら現実的には、実務的に負担の少ない修正遡及アプローチを採用する企業が多くなることが予想されます。

5. 実務上の検討事項

移行にあたって、過去の契約につき新基準でのリース定義を適用しない実務上の簡便法を適用するか、短期リースまたは少額資産リースについて免除規定を適用するかといったことは重要な検討事項になります。また、以下の事項は新リース会計基準のスムーズな適用のため、ほとんどの企業が検討する必要があるでしょう。

- ・ 契約締結前に会計上の影響について理解するため、リースを含む可能性のある重要な契約条件について交渉する際に購買部が経理部とどのように協議するかについてのガイドラインの作成
- ・ 新しい契約がリースか否かを検討し、検討結果を文書化するための新しいプロセスとシステムの構築
- ・ リースが含まれているか否かの検討に影響

を与える契約変更を特定し、評価するための新しいプロセスとシステムの構築

- ・ リースの交渉、評価、処理にかかわる人材のトレーニング

6. IFRS 第 16 号と Ind AS116 の差異

- i. 事後測定における投資不動産への公正価値モデルの適用

IFRS 第 16 号では IAS40 号に定める投資不動産に該当する使用権資産は、事後測定において公正価値モデルを適用することとしていますが、投資不動産にかかる会計基準、Ind AS40 において投資不動産に対する公正価値モデルの適用が認められていないため、Ind AS116 においても同様に認められていません。

- ii. 使用権資産およびリース負債の表示方法

IFRS 第 16 号では使用権資産およびリース負債を区分掲記するか、もしくは自己保有する場合と同じ科目に含めて表示するかを選択できるのに対し、Ind AS116 では区分掲記のみが認められています。

- iii. リース負債にかかる支払利息のキャッシュフロー計算書への表示区分

IFRS 第 16 号ではリース負債にかかる支払利息

のキャッシュアウトフローを、借入金の利払いのケースと同様に、営業活動によるキャッシュフローもしくは財務活動によるキャッシュフローとして表示することができます。一方、Ind AS では Ind AS7 にて利息の支払は財務活動によるキャッシュフローとして表示することとされているため、Ind AS116 においても同様に区分表示することになります。

7. おわりに

インド版 IFRS である Ind AS の新リース会計基準第 116 号は、17 年 7 月に公表された Exposure Draft が最新となっています。前項で述べた相違点を除けば、最終版において IFRS 第 16 号と大きな差異が生じる可能性はほとんどないと想定されるため、日本の親会社で IFRS 基準を適用している場合には、日本側で決定したガイドラインがほぼそのままインド現地法人でも使用できる可能性が高いと考えられます。ただしその場合でも、当ガイドラインに沿った現地側でのプロセス構築や関係部署への周知徹底にはそれなりの時間を要しますので、早急な検討および対応が必要です。

高江洲 香

(たかえす かおり)

KPMG インド

(デリー・グルガオン)

日本国公認会計士



あずさ監査法人東京事務所にて、主に金融機関の会計監査に従事。2016 年 4 月より KPMG インドのデリー・グルガオン事務所へ赴任。製造業・IT セクター等の会計監査に従事するとともに、会計・税務面で日系企業のサポート業務に携わっている。

Business 【Vietnam】



ベトナム投資法の改正案

山口 健次郎 森・濱田松本法律事務所

I 概要

ベトナムでは、2015年7月1日に投資法（「現行投資法」）の大幅な改正が行われました。現行投資法が施行されてから、今年で4年目を迎えることになりましたが、現在、商工省（The Ministry of Planning and Investment）を中心として、さまざまな改正案が検討されています。

本稿では、そのような改正案のうち、特に日本企業を含む外国投資家に大きな影響を及ぼし得る「外国投資家の定義」の改正案について紹介します。かかる定義の変更については、投資ストラクチャーについても影響を及ぼす可能性があるため、留意が必要となります。

II 外国投資家の定義にかかる改正案

1. 外資規制および外国投資家の概要

日本企業を含む外国投資家がベトナムに対して投資を行う際に、まず検討すべき事項は外資規制になるかと思えます。外資規制とは、その言葉のとおり、外資を規制することで、ベトナムを含む東南アジアや途上国の多くの国でよく見られる、外国人や外国企業がビジネスを行うことを禁止または制限する法律のことを指します。

ベトナムにおいては、1986年のベトナム共産党第6回党大会で提起されたスローガンであるドイモ

イ（Đổi Mới:刷新）政策により、市場メカニズムや対外開放政策が導入されました。その後、2007年1月11日にはWTOの150か国目の加盟国となったことで、急速に外国投資が活発になりました。ベトナムがWTO加盟時に締結したWTO加盟文書は、主にサービス業を営む企業をベトナムにおいて設立する際の出資比率等の制限を規定しているものですが、当該WTO加盟文書は、段階的に外資出資規制を緩和する市場開放のロードマップを規定しているため、外資規制を検討するには非常に重要なソースとなります。

進出に当たり、どのような事業に外資規制が及ぶかを確認することはもちろん重要ですが、そもそもどのような会社が「外国投資家」として、外資規制を受けるのかという前提の議論も重要となります。日本の会社が100%の資本でベトナムに子会社を設立する場合、当該子会社が「外国投資家」としてベトナムの外資規制を受けることにはほぼ争いはないかと思えますが、例えば、日本の企業とベトナムの企業の合弁会社がベトナムにおいて新たに会社を設立する場合、当該会社は外資規制の適用を受けるのかという点は改めて検討する必要があるかと思えます。この論点が「外国投資家の定義」と直結するため、そもそも「外国投資家」とは何かという議論が重要になってきます。

2. 現行法における外国投資家の定義

この点、現行投資法第 23 条が「外国投資家」の定義を規定しており、以下のいずれかのケースに該当する場合には、外国投資家として外資規制の適用を受けると規定されています。

- (a) 外国投資家が定款資本の 51%以上を保有する場合
- (b) 上記(a)号に規定される会社が定款資本の 51%以上を保有する場合
- (c) 外国投資家および上記(a)号に規定される会社が定款資本の 51%以上を保有する場合

したがって、例えば、日本の企業とベトナムの企業の合弁会社であっても、日本企業側の出資比率が 51%未満である場合には、上記(a)号の適用を受けることはなく、当該合弁会社は「外国投資家」として見做されることはありません。結果として、当該合弁会社は「外国投資家」ではなくなることから、当該合弁会社の子会社は、実質的に内資企業と同様の扱いを受けることとなり、当該子会社のベトナム国内における事業については、外資規制の適用を受けることはありません。

3. 改正案における「外国投資家」の定義

現行投資法における「外国投資家」の定義については、上記2で記載したとおりですが、現在、投資法の改正が議論されており、この議論の中で「外国投資家」の定義の変更も議論されています。

具体的には、以下のような定義への変更が検討されており、以下のいずれかのケースに該当する場合であれば、「外国投資家」として外資規制の適

用を受けることになります。

- (1) 外国投資家が定款資本の 50%以上を保有する場合
- (2) 外国投資家が、直接的にも間接的にも、取締役会のメンバーまたは法定代表者を選任する権限を有している場合
- (3) 外国投資家が定款を修正する権限を有している場合

上記の文言を見る限り、現行投資法の「外国投資家」の定義と比べると、かなり広範な範囲の定義になる可能性があります。例えば、上記で述べたとおり、日本の企業とベトナムの企業の合弁会社であっても、日本企業側の出資比率が 51%未満である場合には、現行投資法の下では、当該合弁会社は「外国投資家」として見做されることはありませんでしたが、改正案の下では、日本企業側の出資比率が 50%以上の場合には外国投資家として見做されることになります。加えて、日本企業側の出資比率にかかわらず、日本企業側が定款や株主間契約書の中で合弁会社に対して取締役会のメンバーまたは法定代表者を選任する権限を有する場合には、当該合弁会社は「外国投資家」として外資規制の適用を受ける可能性があります。

実務上、日本企業側の出資比率がマイノリティーであっても、日本企業側が何らかのコントロールとして、少なくとも1名以上の取締役会のメンバーの選任権を残しておくことが通常であるため、改正案の定義はかなり広範な範囲に及ぶ可能性があります。

また、上記(3)の「外国投資家が定款を修正する

権限を有している場合」についても留意が必要となります。すなわち、現在の上記文言は不明確ではあるものの、当該文言は、日本企業側が定款の修正について決定権を有している場合のみならず、定款の修正について拒否権を有する場合も捕捉する可能性があり、かかる場合には、日本企業側の出資比率がマイノリティーであっても、当該合弁会社は「外国投資家」として見做される可能性があります。

4. 改正案における「外国投資家」の伴うストラクチャーの変更について

上述のとおり、現行投資法の「外国投資家」の定義に基づけば、日本の企業とベトナムの企業の合弁会社であっても、日本企業側の出資比率が 51% 未満である場合には、当該合弁会社は「外国投資家」として見做されることはありませんでした。したがって、日本企業を含む外国企業によっては、あえて合弁会社への出資比率を 51% 未満としつつも、当該合弁会社の取締役会などをコントロールするという方法(取締役の過半数を選任する権限を持つ)を採用することによって、「外国投資家」ではない当該合弁会社の子会社を通じて、外資規制の適用を免れるというストラクチャー(合弁会社が「外国投資家」ではなくなることから、結果として、当該合弁会社の子会社は内資企業と同様の扱いを受けることになる)を採っているケースも散見されました。

しかしながら、改正案の下では、上述のとおり、取締役会のメンバーの選任権を有しているだけで「外国投資家」と見做される可能性があり、今後、上記のようなストラクチャーを採用できなくなる可能性もあるため、留意が必要となります。

Ⅲ. 総論

以上より、改正案における「外国投資家」の定義がかなり広範な範囲に及ぶ可能性があるため、今後ベトナムにおいてどのようなストラクチャーを採用すべきかについては、かなり慎重に検討する必要が生じる可能性があります。したがって、日本企業は、今後の改正案の議論の動向に注視しつつ、ベトナム投資を検討する必要があります。

森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

山口 健次郎

(やまぐち けんじろう)

弁護士

森・濱田松本法律事務所



2007年東京大学大学院公共政策学教育部中退。13年北京大学外資企業EMBA高級研究班修了。08年弁護士登録。10年より森・濱田松本法律事務所にアソシエイトとして参加。16年7月から18年7月までLNT & Partners(ベトナム・ホーチミン市)にて勤務。現在、Cornell Law School に留学中。

Business **【Malaysia】**



マレーシア最新税務動向

岡島 伸宏 SCS Global CONSULTING (M) Sdn Bhd

1. はじめに

本稿では、マレーシアにおける所得税(法人および個人)、SST(Sales and Service Tax=売上税およびサービス税)、GST(Goods and Services Tax=物品・サービス税)等における改正点や留意事項に関して解説します。

2. 法人所得税関連

(1) 事業損失等に関する繰越期間の制限

従来、事業損失(Business loss)、未使用の投資税額控除(ITA: Investment Tax Allowance)、キャピタルアローワンス(CA: Capital Allowance)および再投資控除(RA: Reinvestment Allowance)は無制限に繰り越すことが認められていましたが、2019年度より、事業損失およびRAの繰り越しできる期間が7年間に制限されることになりました。なお、19年度予算案発表の時点では、未使用のCAおよびITAも制限の対象とされていましたが、最終的には制限対象から除外され、引き続き無制限に繰り越しが認められることになりました。

(2) 特別自主開示制度

19年度税制改正により、特別自主開示制度(Special Voluntary Disclosure Program)が導入されました。

未申告の所得に関して納税者の自主的な開示、納税を促進する制度であり、19年3月31日までにマレーシア内国歳入庁(IRBM: Inland Revenue Board of Malaysia)へ自主開示する場合にはペナルティーは追徴税額の10%に、同年6月30日までに行えば追徴税額の15%となります。7月1日以降となる場合には、追徴税額の80~300%のペナルティーが課されます(下表)。

自主開示申告 受付期間	ペナルティー 料率	納付期限
2018年11月3日~ 2019年3月31日	10%	2019年 4月1日
2019年4月1日~2019 年6月30日	15%	2019年 7月1日
2019年7月1日 以降	80~300%	

自主開示制度の対象は、納税者登録していない場合、申告を行っていない場合、申告内容が正しくない(修正が必要である)場合などです。

(3) 過大支払利子税制

過小資本税制に替わる制度として過大支払利子税制(ESR: Earnings Stripping Rules)が19年1月1日より導入される予定でしたが、現時点においてもESRの詳細を規定する法令、ガイドラインが公表されておらず、事実上導入が延期されています。なお、過小資本税制も法令等が公表されず、事実上導入されませんでした。

3. SST 関連

(1) 課税対象範囲の拡大

19年1月1日以降、下記のサービスがサービス税(税率6%)の課税対象に含まれることになりました。

- ・ 遊園地業 (Amusement park services)
- ・ 証券仲介業 (Brokerage and underwriting services)
- ・ 清掃業 (Cleaning services)
- ・ 訓練・コーチ業 (Training or coaching services)

年間課税売上が50万リング以上の事業者は課税登録が必要になり、施行日以前から上述の新たに課税対象となるサービスを提供している事業者の登録期限は、同年2月28日となります。

また、同年1月1日以降、ミネラルウォーターも売上税(税率6%)の対象範囲に含まれることになりました。

(2) サービス税免税取引

19年1月1日以降、課税対象サービスのうち、プロフェッショナル業務に該当するグループGに属するサービスを提供する課税登録事業者が、別の課税登録事業者から以下のサービスの提供を受ける場合、サービス税が免税されます。

- (a) 弁護士業務 (Advocates/solicitors)
- (b) イスラム法弁護士業務 (Syarie Lawyer)
- (c) 公認会計士業務 (Public accountant)

(d) 測量士/不動産鑑定士業務 (Licensed or registered surveyor)

(e) エンジニアリング業務 (Professional engineering)

(f) 建築士業務 (Architect)

(g) 研究開発を除くコンサルティングサービス (Consultancy services excluding research and development companies)

(h) IT サービス (Information technology services)

(i) マネジメントサービス (Management service)

従来は、同一企業グループ内における上記(a)~(i)に該当するサービスが免税とされていましたが、今回の改正により同一のサービスを提供する課税登録事業者間の取引まで免税の範囲が拡大されました。

なお、同じくグループGに属する(j)雇用サービス (Employment services) および(k)警備サービス (Security guard services)を受ける場合は、引き続き課税対象となります。

また、グループIに属する広告サービス (Advertising services)に関しても、課税登録事業者が他の課税登録事業者から当該サービスの提供を受ける場合には、サービス税が免税とされました。

(3) 同一企業グループ間輸入サービス

19年1月1日以降、マレーシア国内事業者が、国外に所在する同一企業グループ内事業者から、グ

グループ G (a)~(i)に該当する輸入サービスの提供を受ける場合、サービス税は免税となります。

なお、マレーシア国外事業者が、グループ外の第三者に対してもグループ内事業者へ提供するサービスと同一のサービスを提供している場合には、当該輸入サービスは免税とならない点には留意が必要です。

(4) 輸入サービスに対する課税

国外事業者がマレーシア国内で提供するサービス(輸入サービス)は、従来サービス税の対象外でしたが、19年度より法人に対する輸入サービス(B to B)がサービス税の課税対象となりました。当該課税に該当する場合、輸入サービスを受ける国内事業者がマレーシア税関(RMCD: Royal Malaysia Customs Department)に対してサービス税の申告および納付義務が発生します。なお、国内事業者はSST登録の有無を問わず、輸入サービスが課税対象である限りサービス税の申告および納付が必要となります。

(5) マネジメントサービスの内容

マネジメントサービスに該当する具体的なサービスが公表され、不明確であったマネジメントサービスの内容が以下の通り明確になりました。

- ・ プロジェクトマネジメント (Project management)
- ・ 観光マネジメント (Tourism management)
- ・ 物流マネジメント (Logistics management)
- ・ メンテナンスマネジメント (Maintenance management)

- ・ 倉庫マネジメント (Warehouse management)
- ・ 債権回収マネジメント (Collection and debt management)
- ・ 駐車場マネジメント (Car park management)
- ・ スポーツ施設マネジメント (Sports facility management)
- ・ 秘書役マネジメント (Secretarial management)
- ・ 他社のために実施する上記以外のマネジメント

4. GST 関連

「Tax Invoice」発行期限および GST 申告期限の延長

従来、18年9月1日以降は「Tax Invoice」の発行が認められておらず、GST登録事業者の最終のGST課税期間にかかるGST申告、GST納付期限および仕入税額控除は、同年9月1日から120日以内である同年12月29日までに行う必要があるとされていましたが、同年8月31日以前における物品の売買またはサービスの提供がGST課税対象である場合、同年9月1日以降も「Tax Invoice」、「Credit Note」または、「Debit Note」が発行できることになりました。また、RMCDの長官の承認を受けることにより、同年12月29日以降もGST申告が可能となりました。なお、長官の承認を受けるためには期間延長に合理的な理由が必要です。

長期請負工事などの場合、工事完了後の一定期間、代金の一部が「リテンション」として留保されるのが実務上一般的です。従来は、長期請負工事が同年8月31日までに完了している場合、この「リ

テンション」部分についても GST の課税対象とされ、支払側が仕入税額控除を受けるためには同日までに「Tax Invoice」を発行する必要がありました。しかし、今回の改正により、長官の承認を受ければ、工事完了後一定期間経過し「リテンション」を請求するタイミングで「Tax Invoice」を発行することができ、支払側も仕入税額控除を受けられることになりました。

5. 個人所得税関連

源泉徴収のオンライン化

個人所得税の月次源泉徴収について、e-PCB システムが導入され、19 年3月1日以降はオンライン上での申告が必要となり、従来の窓口における申告を行うことができなくなります。

源泉徴収は、当月分を翌月 15 日までに申告納付する必要があるため、19 年2月分給与より同システムによるオンライン申告を行うこととなります。なお、同システムの利用に際しては、事前にアカウントを作成する必要があります。

6. その他

外国人の労災保険加入義務

マレーシアには、社会保障機構(SOCSO: Social Security Organization)による労災保険(EIS: Employment Injury Scheme)および雇用保険(EIS: Employment Insurance Scheme)から構成される社会保障制度が存在します。従来はマレーシア人のみが当該制度の適用対象でしたが、19 年1月より外国人(外国人駐在員および外国人労働者)も労災保険の対象となりました。雇用者(会社)のみが保険料の支払いがあり、被雇用者(外国人駐在員

および労働者)に支払い義務はありません。保険料率は料率表によって規定されており、上限保険料が 49.40 リンギ/月(月額給与 4,000 リンギ)となります。雇用パス(EP: Employment Pass)取得のための最低給与額が 5,000 リンギ/月であるため、外国人駐在員の保険料率は 49.40 リンギ/月となります。なお、EP を保有しない非居住取締役については EIS の対象外となります。



岡島 伸宏
(おかじま のぶひろ)

公認会計士(日本)
SCS Global Consulting (M)
Sdn. Bhd.

慶應義塾大学商学部卒業。中堅会計事務所にて法定監査、新規株式公開、財務コンサルティングを担当。2008 年 1 月より、SCS Global に参画、シンガポールにおいて日系企業の会計、財務、税務、法務及び業務拡大にかかるコンサルティングに携わる。09 年からマレーシアに異動。マレーシア法人の取締役として、マレーシアで業務展開をしている日系企業に対して幅広いサービスを提供して、現在に至る。



【Taiwan】

労基法改正後の残業代計算方法

坂下 幸紘 フェアコンサルティング台湾

1. はじめに

2018年1月に改正された労働基準法が同年3月1日より施行されています。16年12月に続く改正となりましたが、実務面では若干の混乱や様子見の状態が続いていました。今回は18年の改正内容を踏まえ残業代計算方法について改めて解説します。

2. 2018年改正内容

昨年改正された労働基準法の内容のうち、残業代の計算に影響のある項目を表1に抜粋して掲載しています。

昨年の改正により、16年12月の改正で盛り込まれた休息日出勤時のみなし残業時間での計算は廃止され、実際の労働時間に応じた残業計算になりました。また、延長労働時間の上限に関しては、1カ月46時間の上限は変わっていませんが、一定の条件のもとで、1カ月54時間かつ3カ月合計138時間まで延長することが可能になっています。残業

時間の代休振替に関しては実務上導入している企業が多くありましたが、今回の法律改正により明記されています。未消化の有給休暇の繰り越しについては前回改正時に原則不可となりましたが、繰り越しが1年のみ可能となっています。シフト制の休憩時間については労使合意のもと連続8時間の休憩付与が認められました。

3. 残業代計算方法

18年の改正により、前回改正で盛り込まれた休息日出勤時のみなし残業時間による計算は不要となり、実労働時間での計算となりました。

次頁表2では、それぞれの休みの種類ごとの残業計算方法を記載しています。注意が必要なのは労基法24条にある、「通常賃金に1倍と●/3を加えた給与を加算して支給する」という表現の解釈です。

月給制社員に関して、台湾では1カ月を30日とし、その30日に対して月給が支給されているとみなしま

【表1】2018年労働基準法改正内容抜粋

	改正前	改正後	条文
休息日賃金計算方法	みなし労働時間	実労働時間	24条2項
延長労働時間上限	1カ月46時間まで	<ul style="list-style-type: none"> 1カ月46時間を基本 一定の条件のもと、1カ月54時間かつ3カ月138時間まで延長可 	32条 2項、3項
残業時間の代休振替	明記なし	労使合意のもと代休振替可	32条1
未消化有給休暇の繰り越し	不可(原則買取)	次年度繰越可	38条4項
シフト勤務の休憩時間	連続11時間の休憩時間付与	労使合意のもと連続8時間の休憩時間付与	34条 2項、3項

【表2】残業代計数

	平日		休息日		祝日		天災による出勤	
	フルタイム	パート タイム	フルタイム	パート タイム	フルタイム	パート タイム	フルタイム	パート タイム
1 時間	通常労働 時間	通常労働 時間	通常賃金 × 1.0+1/3	通常賃金 × 2.0+1/3	通常賃金 × 1.0	通常賃金 × 1.0	通常賃金 × 1.0	通常賃金 × 2.0
2 時間	通常労働 時間	通常労働 時間	通常賃金 × 1.0+2/3	通常賃金 × 2.0+2/3	通常賃金 × 1.0	通常賃金 × 2.0	通常賃金 × 1.0	通常賃金 × 2.0
3~8 時間	通常労働 時間	通常労働 時間	通常賃金 × 1.0+1/3	通常賃金 × 1.0+1/3	通常賃金 × 1.0+1/3	通常賃金 × 1.0+1/3	通常賃金 × 2.0	通常賃金 × 2.0
9~10 時間	通常賃金 × 1.0+1/3	通常賃金 × 1.0+1/3	通常賃金 × 2.0+2/3	通常賃金 × 2.0+2/3	通常賃金 × 1.0+2/3	通常賃金 × 1.0+2/3	通常賃金 × 2.0	通常賃金 × 2.0
11~12 時間	通常賃金 × 1.0+2/3	通常賃金 × 1.0+2/3						

す。そのため、この条文の意味は、通常の給与に対して2倍の賃金に残業代分を加えて支給するという意味ではなく、月給制社員は通常の月給がすでに支給されているため、単純に通常賃金に残業代分を加えて支給することになります（表2-休息日-フルタイム欄参照）。ただし、休みの日に8時間を超えて労働した場合は8時間を超えた分は月給には含まれていないため、通常の給与に対して2倍の賃金に残業代分を加算して支給することになります。

一方、時給制社員は休日出勤に対する通常給与が支給されていないため、文字通り2倍の賃金に残業代分を加えた支給額を支払うことになります（表2-休息日-パートタイム欄参照）。

このように、正社員に対して第 24 条の条文の解釈を文字通りにとらえ、必要以上に加算給与を支給している場合がまれにあるため、注意が必要です。

また台湾では、台風が接近した際に自治体が発令する「停班停课」という台風休暇がありますが、表2の「天災による出勤」に台風休暇は含まれません。台風休暇の場合、社員の居住地区によって出勤する・しないの状況が変わってくる場合があるため、出勤した社員には加算給支給もしくは代休支

給などの手当てを行い、労務管理上公平な処遇を行った方が望ましいかもしれません。

4. まとめ

上述の通り、雇用形態や休みの種類によって、残業計算方法が異なるため、どの区分の休みに出勤したのかという管理が重要になってきます。また各従業員の居住地域や、代休振替、未消化有給休暇の繰り越しなどを社員ごとに把握する必要があります。企業は各従業員の勤怠管理をしっかりと行い、項目ごとの残業時数を把握しながら給与計算を行う必要があります。



坂下 幸紘
(さかした ゆきひろ)

FAIR CONSULTING TAIWAN CO.,LTD

大学卒業後、国内大手メーカーにて約 10 年にわたり、工場での固定資産管理・原価管理を中心とした工場会計、子会社への内部監査・経理指導、本社での予算業務・経営分析などの管理会計を中心に担当してきた。現在フェアコンサルティングでは、前職の経験を生かしながら日系企業の台湾進出サポートや進出後の財務・会計・税務面での支援業務を行っている。



【Hong Kong】

香港における雇用契約の終了（1）

松井 博昭 西村あさひ法律事務所

1. はじめに

本稿および次稿では、香港における雇用契約の終了とその留意点について解説する。

日本では、使用者側から雇用契約を終了させるに際しては従業員に対する解雇を行うことになるが、解雇権濫用法理(労働契約法 16 条)等に代表される規制が存在し、従業員を有効に解雇することは必ずしも容易ではない。これに対して、香港では、使用者からの通知による雇用契約の終了(雇用条例6条1項)が認められている等、日本と比べて雇用契約終了が容易である。その一方、即時解雇やみなし解雇等、日本とは異なる制度も存在するため留意を要する。

本稿では、香港において一般的とされる通知による雇用契約の終了について概説し、次稿において、即時解雇、みなし解雇等の日本とは異なる規制を紹介したい。

2. 雇用契約を規制する法令等

香港において、雇用契約を規制する主な法令は雇用条例¹であり、日本における労働基準法、労働契約法に相当する。このうち、雇用契約の終了にあたって特に重要となるのは、主に、雇用条例6条から10A条である。

¹ 雇用条例(Employment Ordinance)、および雇用条例概要

なお、香港は判例法(コモン・ロー)の法制度を採用しており、法律だけでなく、裁判所の過去の判例も法源とされている。そのため、雇用契約を終了させるに際しても、雇用条例の規定に加えて、判例についても留意する必要がある。

3. 通知による雇用契約の終了

(1) 通知による雇用契約の終了(Termination by notice) 等

雇用条例6条1項は、使用者または労働者は、原則として、相手方に対して通知することにより、いつでも雇用契約を終了させることができる旨を定めている。通知の様式は特に決まっておらず、書面でも口頭でもいずれでも差し支えない。日本では、客観的に合理的な理由があること等が要求されているが(労働契約法 16 条)、香港では、通知による雇用契約の終了にあたり、原則として、合理的な理由等は要求されていない。

通知による雇用契約の終了を行うにあたっては、次頁表1の予告期間において、相手方に対して通知をする必要がある(雇用条例6条2項)。また、個別の雇用契約上、予告期間が定められている場合、基本的には雇用契約の定めが優先することになる。なお、予告期間に要する日数には、有給休暇期間および出産休暇期間は含まれないこととされており(雇用条例6条 2A 項)、注意が必要である。

【表1】雇用契約の終了にかかる予告期間

	雇用の状況	予告期間
	試用期間中	試用期間開始 1 カ月内
(試用期間 1 カ月経過後)		
雇用契約が通知期間を定めている場合		合意に従う(ただし、7 日以上)
試用期間外の継続的契約	雇用契約が通知期間を定めている場合	7 日以上
	雇用契約が通知期間を定めている場合	合意に従う(ただし、7 日以上)
	雇用契約が通知期間を定めていない場合	1 カ月以上

この他に、雇用契約7条 1A 項は、予告期間分の賃金を支払うことにより、予告期間を設けずに即時に雇用契約を終了させることができる旨を定めている。この点、予告期間分の賃金の計算方法については、雇用契約7条各項に定めが置かれている。

(2) 雇用契約の終了事由について

日本では解雇にあたり、客観的に合理的な理由があること等が要求されているが(労働契約法 16 条)、香港では、前述のとおり、客観的に合理的な理由があること等は特段要求されていない。従って、使用者は、予告期間をおいて通知し、または予告期間分の賃金を支払うことにより、原則として、雇用契約を終了させることができる。

ただし例外として、法令上、以下の種類の労働者については雇用契約を終了することができないとされている。

- ① 妊娠が確認され、または妊娠を通知してきた女性労働者
- ② 疾病による有給休暇を取得中の労働者
- ③ 労働災害または労働安全法に関する手続きにおいて証拠や情報を提供した労働者
- ④ 労働組合活動を行った労働者
- ⑤ 就労中に怪我を負い労災手続き等が未済の労働者

また、勤続期間 24 カ月以上の労働者は、使用者が、当該労働者が雇用条例により認められた権利、利益または保護を減免することを意図し、当該労働者との雇用契約を終了した場合には、使用者に対して、損害賠償請求等を行うことが認められている(雇用条例 32A 条1項 a 号)。これに対して、使用者は、雇用契約の終了が以下の理由であることを挙げて、反論することができる(雇用条例 32K 条)。

- (a) 当該労働者の行為が雇用契約を終了する理由であること
- (b) 使用者により雇用されて行すべきとされた種類の業務遂行に際しての、当該労働者の能力または資格が、雇用契約を終了する理由であること
- (c) 人員余剰その他、使用者側の真正な業務上の必要性があることが理由であること
- (d) 雇用契約を継続することにより使用者または労働者が法令に違反することが理由であること
- (e) その他雇用契約の終了を保障するに十分な重要な理由があること

使用者が、勤続期間 24 カ月以上の労働者について雇用契約を終了する場合には、上記雇用条例 32A 条1項 a 号、32K 条の規定を踏まえ、(i)雇用条例により当該労働者に認められた権利、利益または保護を減免することにならないか、(ii)雇用契約

終了の理由が労働者の行為であること等、上記(a)～(e)の観点から反論が可能かに留意するべきであろう。

(3) 退職給付

雇用契約を終了させる場合、使用者は労働者に対して、退職給

付を支払う必要があり、雇用条例が定める退職給付として、以下のものが存在する。この他、恩給、積立退職給付等、雇用契約上のその他の手当についても、雇用契約等の定め次第では、支払う必要がある。

- ① 予告期間を設けない場合の予告期間分の賃金 (上記 3(1)参照)
- ② 既発生分の未払い賃金
- ③ 既発生分の有給休暇のうち未消化分に相当する金額
- ④ (③に加えて年度途中まで按分した)有給休暇のうち未消化分に相当する金額
- ⑤ (特殊な条件下での)休日分の賃金
- ⑥ 既発生分の年末一時金
- ⑦ (⑥に加えて年度途中まで按分した)年末一時金
- ⑧ 解雇補償金(Severance Payment)
- ⑨ 長期就労手当(Long Service Payment)

このうち、⑧解雇補償金(雇用条例 31B 条)と⑨長期就労手当(雇用条例 31R 条)は、しばしば混同されがちな概念であるが、基本的に、余剰人員の整理に基づく解雇に伴い支給されるのが⑧の解雇補

【表2】解雇補償金と長期就労手当の違い

	解雇補償金	長期就労手当
就業期間	勤続期間 24 カ月以上	勤続期間 5 年以上
条件/ 要件	余剰人員整理を理由とする解雇 一時帰休	重大な非行による即時解雇ではなく、かつ余剰人員整理を理由とする解雇ではないこと
		労働者の死亡
		労働者の疾病を理由とする依願退職 65 才以上の高齢による依願退職

【表3】解雇補償金、長期就労手当の計算式

月給制の労働者	$(\text{直近の月額賃金の } 2/3) \times \text{就業年数}$
日給制または出来高制の労働者	$(\text{直近 30 営業日内の 18 日分の賃金}) \times \text{就業年数}$

償金であり、勤続5年以上の労働者に対して支払われるのが⑨の長期就労手当である。両者の違いを整理すると表2のとおりとなる。

なお、解雇補償金、長期就労手当の具体的な金額については、いずれも表3の計算式によって算定されており(雇用条例 31G 条、31V 条)、39 万香港ドルが上限とされている(雇用条例別表 A)。また、解雇補償金、長期就労手当については、強制退職積立金(MPF)等の使用者積立分を充当することができることとされてきたが、2018 年 10 月、香港政府の施策方針演説において、今後、かかる充当制度を廃止することが公表された。これにより使用者側の経済的な負担が増加するものと予測されている。

西村あさひ法律事務所
NISHIMURA & ASAHI

松井 博昭 (まつい ひろあき)

Okada Law Firm

(西村あさひ法律事務所の
香港プラクティスにおける
連絡先事務所)

弁護士/ 香港 Registered Foreign Lawyer(日本法)

2009 年弁護士登録、2018 年 8 月より、西村あさひ法律事務所から Okada Law Firm に出向中。人事労務案件に多く携わり、アジア 10 か国の労働法を解説した『アジア進出・撤退の労務』(2017 年)等の編著者を担当。





【アジア経済情報】

シンガポール

～ 成長率は徐々に低下する見通し ～

稲垣博史 みずほ総合研究所

2018年2Qの成長率は上昇

18年2Q(7～9月期)の実質 GDP 成長率は、前期比年率+3.0%と前期の同+1.0%から上昇した(図表1)。主因は在庫投資の寄与度がプラスに転化したことである。個人消費と財貨・サービス輸出は、減速しつつも堅調な伸びを維持した。一方、総固定資本形成と政府消費は減少した。

10月のコア消費者物価指数(CPI)上昇率は、前年比+1.9%と7月以降はほぼ横ばいで推移している(図表2)。伸び率が低下する品目が多く見られる中で、原油価格上昇を反映し、家庭燃料・公共料金の伸び率がやや上昇傾向となり物価を押し上げる要因となった。

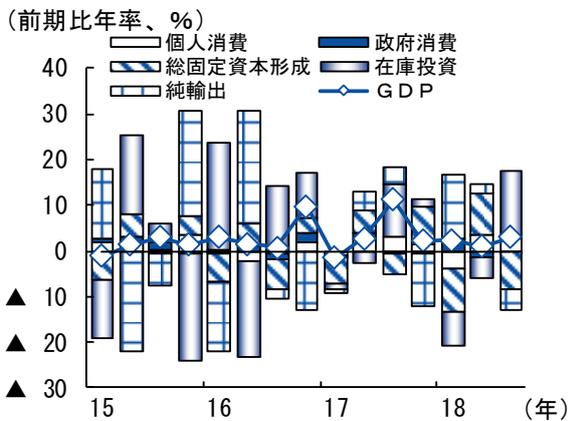
シンガポール通貨庁は、10月の金融政策決定会合で、名目実効為替レートの切り上げペースを

若干上げることを決めた。なおシンガポールでは、金利ではなく為替レートの操作で物価の安定を図っている。同庁は引き締め理由として、当面の実質GDP成長率が潜在成長率を上回る見通しであることを挙げている。

輸出減速で成長率は低下へ

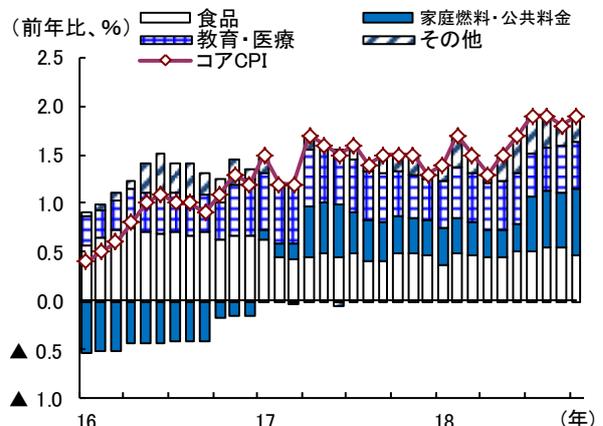
今後を展望すると、景気拡大ペースは徐々に低下するであろう。主たる原因は、世界経済の減速を背景に、増加基調を維持しつつも輸出の伸びが鈍化するためだ。輸出鈍化を受け、多少のタイムラグをおいて、設備投資や個人消費の伸びも、徐々に鈍化すると予想する。もっとも、輸出・内需ともプラスの伸びは維持するとみている。実質GDP成長率は、18年が+3.2%、19年が+2.5%と予測する。

【図表1】実質 GDP 成長率



(注)統計上の不突合により、寄与度合計と成長率は不一致。
(資料)シンガポール貿易産業省より、みずほ総合研究所作成

【図表2】コア消費者物価指数上昇率



(注)コアCPIは住居費と民間道路運輸を含まない。
(資料)シンガポール統計局より、みずほ総合研究所作成

Back Issues

2018年6月発行 第73号

- ・香港ビジネス展開先として中国を再評価する日本企業～2018年2月アジアビジネスアンケート調査結果から～
- ・拡大するフィリピンの消費市場と参入障壁
- ・岐路に立つ広交会
- ・India:日印の人的役務提供等に係る源泉所得税
- ・Vietnam:ベトナムにおいて財務・税務デューデリジェンスを実施する際の留意点
- ・Malaysia:マレーシア GST 廃止と SST 再導入
- ・China:個人情報安全規範の施行
- ・China:BEPS13 に基づく中国の新文書化制度～現地法人が取るべき対応の検討～
- ・China:中国仲裁における司法審査と報告承認にかかる新規定
- ・Hong Kong:香港における労働法制と改正見直し

2018年7/8月発行 第74号

- ・2018年上期為替市場の回顧と下期の見直し～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～
- ・北京市における工場移転の実態および直近の政府政策
- ・Vietnam: 駐在員事務所の設立および運営の留意点
- ・Thailand: タイにおける非公開会社の組織再編手法に関する解説
- ・India: インドの税制[69]:インド会社におけるコーポレートガバナンス
- ・Philippines: 小売業に関する外資規制
- ・China: 環境保護規制による企業移転に関する政策の整理と日系企業移転時の注意点
- ・Taiwan: 台湾での内部留保課税の概要と所得税法改正内容

2018年9月発行 第75号

- ・韓国主要産業の動向と韓国企業の成長戦略
- ・江西省九江市におけるローエンド製造業の移転候補先
- ・India: インドビジネス最新情報 [30]外国直接投資の概況および報告制度の変更点
- ・Vietnam: ベトナムにおける不正事例とその防止策
- ・Malaysia: SST(売上税、サービス税)の概要
- ・China: 企業所得税損金算入証憑に関する最新政策
- ・Hong Kong: 香港における2018年度税制改正の概要
- ・Hong Kong: 行方不明の少数株主が存在する香港非上場会社の完全子会社化
- ・Hong Kong: 外国子会社合算税制に関するQ&Aの解説と在港日系企業への影響

2018年10月発行 第76号

- ・日台アライアンスの「落とし穴」への考察～日台アライアンスを成功に導くために～
- ・香港医療市場への参入にかかる考察
- ・Vietnam:ベトナム法人からの資金・利益還流
- ・Cambodia:カンボジアの社会保険制度と実務上の運営
- ・India:インドの税制[70]代理人PEの最新動

- ・Singapore:シンガポールの租税条約と居住者証明(COR)
- ・China:「最高人民法院による『中華人民共和国保険法』の適用にかかる若干問題に関する解釈(四)」の解説
- ・China:解説 中国ビジネス法務 [31]外資参入に関する新ネガティブリストの施行

2018年11月発行 第77号

- ・中国における新小売業の動向
- ・香港飲食産業と日本企業の挑戦 ～2018年 Food Expo より～
- ・米中貿易摩擦への対応とプラスワン(1)ラオス・パクセーの投資環境
- ・India:DIR-3-KYC 等の改正
- ・Vietnam:ベトナム最新法令の状況 ～サイバーセキュリティー法、競争法～
- ・Philippines:株式譲渡手続きの税務上の注意
- ・Myanmar:進出企業が知っておくべきミャンマー税制の最新動向
- ・China:中国の個人所得税の制度改定と留意点

2018年12月発行 第78号

- ・中国の拠点再編や移転における労務問題
- ・米中貿易摩擦への対応とプラスワン(2)法整備進むミャンマーの投資環境(前編)
- ・India:インドにおけるDDの発見事項、対価・契約条件、事業計画への反映～成功例・失敗例に学ぶ事前精査の重要性～
- ・Vietnam: 支払利子の損金算入に関する規制
- ・Malaysia: 2019年度マレーシア予算案における税制改正
- ・Australia: 豪州税制における仮想通貨の取り扱い
- ・Taiwan: 台湾会社法改正の概要
- ・China: 中国生態環境保護法および最新事例の解説
- ・Hong Kong: 香港における競業禁止条項の妥当性

2019年1/2月発行 第79号

- ・2018年下期為替市場の回顧と2019年の見直し～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～
- ・香港の賃金動向～2018年の回顧と19年の展望～
- ・米中貿易摩擦への対応とプラスワン(2)法整備進むミャンマーの投資環境(後編)
- ・Indonesia:徴税強化に有効な OSS システム
- ・India:インドにおける GST 監査の概要と留意点～
- ・Vietnam: プロジェクトオフィスのライセンス申請手続き、税務および会計
- ・China: インターネット法院による事件審理の若干問題に関する規定
- ・China: 中国における外国籍社員の個人所得稅優遇策の規定変更およびその解説
- ・China: 在中国日系企業の昇給率と華南地区における人事労務の課題
- ・Hong Kong: 香港における移転価格税制のアップデート
- ・Hong Kong: 日本の富裕層とオフショアのファミリーオフィス機能

みずほ銀行 香港営業第一部

中国アセアン・リサーチアドバイザリー課

TEL (852) 2306-5670

国際戦略情報部（日本）

TEL (03) 6628-9208

One MIZUHO
Building the future with you

免責事項

1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。